

島原地域広域市町村圏組合委託業務等に係る災害補償に関する規程

令和2年3月6日訓令第1号

改正 令和4年4月1日訓令第1号 令和7年5月1日訓令第4号

(目的)

第1条 この規程は、島原地域広域市町村圏組合（以下、「組合」という。）の業務の委託を受けた者又は組合の業務に有償ボランティアとして活動する者の、業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「有償ボランティア」とは、その者の自発的な意思により組合に貢献する活動であって、報償金、謝礼金その他いかなる名称によるかを問わず、その活動に対する代償として、組合から金銭又は有価物が支払われるものをいう。

2 この規程で「受託者等」とは、組合の業務の委託を受けた者及び組合の業務に有償ボランティアとして活動する者のうち、別表第1の名称欄に掲げる者をいう。

3 前項に規定する受託者等の業務は、別表第1の名称欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の業務内容欄に掲げる業務とする。

4 この規程で「委託業務等」とは、受託者等が行う業務をいう。

5 この規程で「業務地」とは、委託業務等を行う場所をいう。

6 この規程で「通勤」とは、受託者等が委託業務等のため、住居と業務地との間又は一の業務地から他の業務地との間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、委託業務等の性質を有するものを除く。

7 受託者等が、前項に規定する移動の経路を逸脱し、又は前項に規定する移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の前項に規定する移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって、やむを得ない事由により行なうための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(補償の種類)

第3条 組合の行う補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 葬祭補償
- (4) 障害補償
- (5) 介護補償
- (6) 遺族補償

(療養補償)

第4条 受託者等が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償を行う。

(休業補償)

第5条 受託者等が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため他に勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償を行う。

(葬祭補償)

第6条 受託者等が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病を直接の原因として死亡した場合においては、葬祭を行った遺族に対して、葬祭補償を行う。

(障害補償)

第7条 受託者等が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病を直接の原因として、これらの原因となった事故の発生の日から180日以内に、組合を被保険者とする保険契約を締結する保険会社（以下「保険会社」という。）が定める等級に該当する障害（以下「特定後遺障害」という。）が生じた場合には、障害補償を行う。

(介護補償)

第8条 前条に規定する障害補償を受けることのできる者が、当該補償を受けるべき事由となった特定後遺障害により、常時介護を要する状態にある場合として保険会社が定める状態にあるときは、介護補償を行う。

(遺族補償)

第9条 受託者等が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病を直接の原因として、これらの原因となった事故の発生の日から180日以内に死亡した場合においては、受託者等の遺族に対して、遺族補償を行う。

(補償内容)

第10条 組合は、受託者等又はその遺族に対して、別表第2の補償の種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の給付額欄に掲げる額を支給する。

(補償を行わない場合)

第11条 組合は、次の各号に掲げる事故により、受託者等が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったとき又は業務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度が増進され、若しくはその回復が妨げられたときは、その者に係る補償は行わない。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事

- 変若しくは暴動（群衆または多数の者の集団の行為によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）又はこれらに随伴して生じた事故若しくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 核燃料物質（使用済み燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有毒な特性若しくはこれらの特性に基づいて生じた事故又はこれらに随伴して生じた事故若しくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (3) 受託者等（その親族を含む。）の故意又は重大な過失に基づいて生じた事故
- (4) この規程に基づき遺族補償を受ける遺族の故意又は重大な過失に基づいて生じた事故（ただし、その遺族が遺族補償の一部の受取人である場合は、その者が受け取るべき金額に限る。）
- (5) 受託者等が法令によって定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいう。）を持たないで、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転している間の事故
- (6) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第3条の3の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間の事故
- (7) 受託者等の妊娠、出産、早産又は流産に基づいて生じた事故  
（その他）

第12条 前条までの規定に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、保険会社の定める手引、約款その他の規程によるほか、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日訓令第1号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月1日訓令第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	業務内容
要介護認定調査員	介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第2項に規定する要介護認定及び第32条第2項に規定する要支援認定の調査を行う。
介護保険事業計画作成委員会委員	介護保険法第117条の規定に基づき、要介護、要支援者の人数、要介護者などのサービス利用の意向などを勘案して、被保険者の意見を反映させるための、地域の特性に応じた介護保険事業計画を作成する。
地域包括支援センター運営協議会委員	介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの適切な運営、公平・中立性の確保その他円滑かつ適正な運営を図るため、設置に関する承認及び運営方針等を所掌する。
地域密着型サービス運営委員会委員	介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項に規定する措置として、地域密着型サービスの適正な運営を確保することを目的とし、指定の可否及び指定基準・介護報酬の設定などを審議する。
地域ケア会議委員	地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知。）第4項第2号の規定に基づき、個別課題の解決及び地域包括支援ネットワークの構築機能などを有する。
自立支援型地域ケア会議委員	介護予防・生活支援サービス事業及び介護保険サービスを利用する高齢者本人のケアプランを基に、医療、介護の専門職を始め、民生委員、住民組織等地域の多様な関係者が協働し、高齢者本人の有する能力の維持及び向上を重視し、自立した生活が継続できるよう支援に向けた検討を図るとともに、サービスに係る支援者の実践上の課題解決力の向上を高め、個別事例を通し地域課題を把握する。
認知症初期集中支援チーム検討委員会委員	認知症初期集中支援推進事業の推進及び円滑かつ適正な運営を図るため、関係機関・団体と一体的に当該事業を推進していくための合意が得られる場となるよう努める。
介護サービス相談員	派遣を希望するサービス事業所の利用者等の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業所における介護サービスの質的な向上を図る。
介護老人福祉施設選定委員会委員	介護保険事業計画に定める介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の募集定員数を超える場合に、長崎県指定介護老人福祉施設の設置に係る事前協議の前に事前審査をし、事前協議候補者を選定する。

別表第2（第10条関係）

補償の種類	給付額
療養補償	療養費保険金 療養に係る自己負担額
休業補償	休業補償お見舞保険金 日額4,000円 *30日限度
葬祭補償	葬祭費用保険金 50万円（上限）
障害補償	後遺障害保険金 保険会社が定める等級に応じ40万円から1,000万円
介護補償	介護保険金 300万円
遺族補償	死亡保険金 1,000万円